

岩手県告示第537号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第304号）で公示した公共測量を終了した旨釜石市長から次のとおり通知があった。

令和2年8月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 釜石市の一部
- 2 実施した期間 令和2年5月1日から同年7月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量